【法人単位の報告 記載例2】
法人が5店舗の対象職員25人につき、令和8年4月から月5,000円/人の賃金改善を実施。
加えて3月に令和7年12月～令和8年3月の4カ月分相当の一時金等20,000円を支給。）の場合

※黄色セル内を入力してください。
※水色セルは構わないでください。

（様式第3号ー②）※法人単位の報告

薬局賃上げ支援事業　実績報告書
（賃金改善報告書）

①開設者名を入力する

③「賃金改善の総額」に本給付金以外の賃上げ補助金を活用した金額が含まれている場合はその金額を入力する

開設者（法人の名称等）：	株式会社島根県庁　代表取締役　島根太郎	❶：賃金改善の総額（自動計算）	750,000円
集約施設数（同一都道府県内に限る）（対象施設報告シートから自動転記）	5	賃金改善に係る他の補助金等を受けた場合その額（直接入力）	0円
令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無	○	❷：補助対象経費（自動計算）（千円未満切り捨て）	750,000円
❷≧❸の判定（×は返還あり）	○	❸：賃上げ支援事業の交付決定額（対象報告シートから自動転記）	725,000円
交付確定額	725,000円	❸ー❷：返還額（千円未満切り捨て）	0円

②○×いずれかを選択する

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄（職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください）				賃金改善の総額	
賃金改善（法人全体）の内容	①対象人数（常勤換算数）	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準（直接入力）（比較対象は給付金による賃上げ前の水準）	賃金改善の総額（自動計算）	
基本給の引き上げ	25人	5,000円	2ヶ月	5,200円	「対象職員の給付金による賃金改善前に比べた令和8年6月1日以降の賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」 例：25人分の6月の賃金改善額の合計130,000円÷6月の対象職員25名	250,000円
					「③の期間中における賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」 例：（5,000円×25人×2か月）÷（4月の対象職員25名＋5月の対象職員25名）	0円
					「③の月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」 例：（4月の対象職員25名＋5月の対象職員25名）÷2ヶ月（4月、5月）	0円
					「③の期間中における賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」 例：（20,000円×25人）÷（12月の対象職員25名＋1月の対象職員25名＋2月の対象職員25名＋3月の対象職員25名）	
一時金または特別手当	25人	5,000円	4ヶ月分	令和7年12月～令和8年3月		500,000円
					「③の月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」 例：（12月の対象職員25名＋1月の対象職員25名＋2月の対象職員25名＋3月の対象職員25名）÷4ヶ月（12月～3月）	
					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合 は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください	0円

（計算方法）「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載してください。常勤の職員の常勤換算数は1としてください。
常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該薬局において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）としてください。
（例）常勤（所定労働時間週40時間）1名と非常勤（週32時間勤務）1名の場合は、1＋32/40＝1.8

（第3号様式－②別紙1）
開設者（法人の名称等）：
株式会社島根県庁　代表取締役　島根太郎

施設数（自動計算）	交付決定を受けた施設名 ※薬局名を入力する	交付決定額 ※プルダウンから金額を選択する
5	島根県庁薬局	145,000円
	松江市薬局	145,000円
	出雲市薬局	145,000円
	雲南市薬局	145,000円
	安来市薬局	145,000円
	総額	725,000円

④薬局の名称を入力する

⑤いずれかの金額を選択する